

# 公募公告

次のとおり公告します。

2026年2月20日  
株式会社国際協力銀行  
企画部門 人事室長  
土橋 秀行

## 1. 公募に付する事項

### (1) 件名

2026年度国際協力銀行役職員等の出張関連手続業務

### (2) 作業内容等

公募説明書による。

### (3) 履行期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで  
(同期間に手配を受注する出張等に適用する。)

## 2. 応募資格

### (1) 次の各項に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
- ② 公募に参加しようとする者が、株式会社国際協力銀行（以下「当行」という。）の契約に関して次の各号のいずれかに該当すると認められたときから当行が定めた3年以内の期間を経過しない者。
  - イ. 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - ロ. 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ハ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - ニ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - ホ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - ヘ. 前記イ. からホ. までの規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- ③ ②に該当する者を公募代理人として使用する者。
- ④ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

(2) 応募書の提出期限の日から業務実施資格を付与するまでの期間に、当行から契約資格喪失措置を受けた者でないこと。

(3) その他、当行が不相当と認めた者でないこと。

(4) 公募説明書の交付を受けた者であること。

(5) 業務の性質及び目的から、次に定める資格を有する者に応募資格を付与する。

- ① 社団法人日本旅行業協会に加盟していること。
- ② 観光庁長官（又は国土交通大臣）に第1種旅行業の登録を有すること。
- ③ IATA 公認旅客代理店舗の認定を有すること。
- ④ 旅行業登録免許取得後、15年以上の法人内国出張及び海外出張並びに海外赴任に係る手続業務の経験を有していること。（なお、合併・商号変更等により登録免許に変更があった場合は、当初登録免許取得時からの年数を通算することができることとする。）

- ⑤ 最寄りの営業店舗が東京都区内かつ株式会社国際協力銀行（以下「当行」という。）の入居する竹橋合同ビルとの間を通常片道 60 分以内で往来可能な場所に所在すること。
- ⑥ 当行専属の営業社員を最低 2 名配置し、うち最低 1 名については当行営業日に必要に応じて往訪することができること。
- ⑦ 本件業務を行う営業担当者は、一般旅行業務取扱主任又は総合旅行業務取扱管理者の資格を有すること。（ただし、営業補佐担当者についてはこの限りではない。）
- ⑧ 当行営業日の 9：00～18：00 の間、直接又は電話・電子メールによって当行役職員等からの問い合わせに対応することができること。
- ⑨ 緊急の場合は平日営業時間外及び休日におけるフライト変更等への対応ができる体制を整えていること。
- ⑩ 発券手数料に係る料率を運賃額の 5%以下（税込）で提示できること。
- ⑪ 原則として全ての航空券について割引運賃（発券手数料の割引を含む。）による手配が可能なこと。
- ⑫ 航空券、乗車券及び特急券等の予約・変更、発券に係る以下の附帯業務を上記⑩の発券手数料の範囲内で実施できること。ただし、航空券、乗車券及び特急券等の予約・変更、発券を伴わないニ.及びチ.については、別途当行と協議の上、手数料を提示するものとする。
  - イ. 旅程表及び見積書・請求書（当行役職員等からの求めがある場合）の作成。
  - ロ. 発券した航空券等の当行役職員等への当行での手渡し（外国出張等における空港までのアクセスに係る乗車券等を含む。）。
  - ハ. 旅券申請書の作成代行、旅券代理申請。
  - ニ. 査証取得手続代行。
  - ホ. 出入国書類作成代行、助言。
  - ヘ. 国際列車・船舶、海外国内航空便の予約・発券の対応（日本からの手配が不可能な場合を除く。）。
  - ト. 出張中を含む航空券等の変更への対応（緊急の場合は、平日営業時間外及び休日における対応を含む。）。
  - チ. 海外赴任者に対する公用又は一般旅券及び査証発給申請から受領までに必要な事務の代行。
  - リ. 外国出張及び外国赴任等における JAL PassAge コーポレートプランを利用した航空券等代金決済への対応。
  - ス. 当行出張規定に基づく、最適なフライトクラス及び乗車クラス等情報の提供。
  - ル. 当行等からの求めに応じた旅行業法で規定する運送等サービス（宿泊先紹介サービス等）及び運送等関連サービス（通信機器等のレンタルサービス、現地での各種手配等サービス等）に関する代理・媒介・取次行為
  - ヲ. 当行役職員等からの求めに応じた出張関連情報の提供（出張先都市の地図、交通、気候、安全状況、空港案内図、渡航関連情報等）。
  - ワ. その他、当行の求めに応じた情報提供（旅程表への移動距離及び割引運賃の不適用理由の記入、請求書等当行が指定する書類（GHG 排出量算出のための書類等）への航空機による移動距離（経由便の場合は各区間の移動距離）及びフライトクラスの記入、プレミアムエコノミークラスの有無、航空会社・海外ホテルのサービス内容等）。但し、請求書等当行が指定する書類への移動距離及びフライトクラスの記入については、入札者の対応可能な範囲とする。
- ⑬ 当行が指定する海外安否確認システム等との連携に協力すること。
- ⑭ 個人情報保護管理体制が確立されていること。

- ⑮ 顧客情報管理体制が確立されていること。
- ⑯ 公募説明書の交付を受けた者であること。
- ⑰ 応募書及び審査書類等の提出期限の日から業務実施資格を付与するまでの期間に、当行から契約資格喪失措置を受けていない者。
- ⑱ その他、当行が不相当と認めた者でないこと。

### 3. 資格審査

- (1) 「応募書」により申請する。
- (2) 当行が審査のうえ合格した者を「出張関連手続取扱旅行会社」とする。

### 4. 応募書の提出場所等

#### (1) 公募説明書を交付する交付期間及び場所

- ① 交付期間：2026年2月20日から2026年3月11日15時00分まで
- ② 交付場所：

公募説明書は以下のサイトに掲載する。

「関連資料ダウンロード」欄にアクセスの上、交付を受ける者の情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力した上でダウンロードし受領すること。

株式会社国際協力銀行ホームページ (<https://www.jbic.go.jp/ja/index.html>)

→「調達情報」

→「入札情報／公募」 (<https://www.jbic.go.jp/ja/info/bid-public.html>)

※なお、調達担当部署は以下のとおり。

〒100-8144

東京都千代田区大手町一丁目4番1号

株式会社国際協力銀行

企画部門 経営企画部人事室給与課

電話 03-5218-3199

メールアドレス：dairitenkoubo01@jbic.go.jp

#### (2) 応募書の提出期限及び提出方法

- ① 提出期限：2026年3月11日15時00分
- ② 提出方法：電子メールによる。（詳細は公募説明書参照のこと。）

#### (3) 提出及び問い合わせ受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く平日9時00分から17時00分（12時00分から13時00分を除く）

### 5. その他

#### (1) 応募の無効

公募説明書による。

#### (2) その他

詳細は公募説明書によるものとする。

以上